

# Business Certificate news

No. TCCI-0068

Date : 2016年3月11日

申請者 各位

## 貿易登録内容の変更等について（年度始めによくあるお問い合わせ）

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明のご利用まことにありがとうございます。

さて、年度始めには組織変更や人員体制変更も多く、それに関連した貿易登録（企業情報の登録）のお問い合わせも多いので、「よくあるお問い合わせ」について下記のとおりとなりますので、ご参考いただければ幸いです。

なお、その他詳細についてはホームページにてご確認くださいませようお願いいたします。

### 社名・代表者・連絡担当者・住所の変更

「業態内容変更届」を証明センター窓口までご提出ください。 **郵送不可**

※ご変更項目によっては「履歴事項全部証明書」「印鑑証明書」などが必要です。（下記 URL 参照）

[http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei\\_center/download/pdf/gyouhen.pdf](http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/download/pdf/gyouhen.pdf)

### サイナーを追加・変更・削除

「署名届（追加・変更・削除用）」を証明センター窓口までご提出ください。 **郵送不可**

[http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei\\_center/download/pdf/shomei\\_todoke\\_ver1-1.doc](http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/download/pdf/shomei_todoke_ver1-1.doc)

### 業態内容変更届、署名届のご提出にあたっての注意事項

- ・「貿易登録番号」はご記載くださいますようお願いいたします。
- ・書類への押印は、事前（貿易登録時）に当所にお届けいただいている印鑑のみとなります。
- ・代表者や署名者が外国人の場合は、外国人登録証表裏両面のフォト・コピーが必要です。
- ・変更料は無料です。また、書類に不備がない場合、受理した日から有効となりますので、ご提出の直後に原産地証明書等のご申請が可能です。
- ・書類のご記載にあたって、消せるボールペンは使用できません。

### 貿易登録番号／登録されている印鑑／登録されているサイナーなどの確認

申し訳ございませんが、上記情報についてはお電話・メール等でのご回答をいたしておりません。証明センター窓口にて**社員証等**をご提示の上、ご確認することができます。

なお、貿易登録は2年ごとの更新となります。サイナーなどの情報については貿易登録の際に一旦すべて消去され、改めてのご登録となります。

## 会社の合併・分割等

個別のご対応となりますので、窓口までご相談ください。なお、例外はございますが、基本となる考え方は「登記上、同じ会社であるかどうか」（法人番号が同一かどうか）となります。

したがって、同名の会社であっても、登記上で別の会社であれば新規に貿易登録をしていただき、新たな貿易登録番号をご案内させていただくこととなります。

### 例1. 吸収合併

A 社（存続） 貿易登録番号-AAAAAA ⇒ C 社（**A 社の登記情報を活かす**）  
B 社（消滅） 貿易登録番号-BBBBBB 貿易登録番号-AAAAAA

### 例2. 新設合併

A 社（消滅） 貿易登録番号-AAAAAA ⇒ C 社（新たに登記を作成）  
B 社（消滅） 貿易登録番号-BBBBBB 貿易登録番号-CCCCCC

### 例3. 新設分割

A 社（存続） 貿易登録番号-AAAAAA ⇒ A 社（存続） 貿易登録番号-AAAAAA  
B 社（新設） 貿易登録番号-BBBBBB

## 原産地証明書の取得までの手続き

流れを簡単に説明すると下記のとおりとなります。記載にあたっては細かい注意事項がございますので、詳しくは証明センターホームページをご確認ください。

- ① 貿易登録（企業情報の登録）
- ② 専用用紙の購入
- ③ 専用用紙の記入 ※手書き不可
- ④ 必要書類を持参して、証明センター窓口にて申請
- ⑤ 証明書の受取（約半日後）

※お急ぎ証明（東商会員限定、別途割増料金）ご利用による返却時間の短縮も可能です。

以 上

【本件問い合わせ先】証明センター  
TEL : 03-3283-7732（貿易登録担当）